

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

関東神奈川厚生年金 事案 9031

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月16日から5年2月1日まで

私は、A社に平成3年4月1日に入社し、5年6月15日に退職するまで同一の勤務地及び業務内容で継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成4年6月16日とされているが、当該資格喪失処理は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の5年4月7日に行われていることが確認できるほか、元従業員二人についても、同日に遡った資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、同社のグループ会社であるB事業所における申立人の資格取得日である平成5年2月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年1月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を9年1月から同年9月までは20万円、同年10月から10年9月までを28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から12年12月21日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額は、所持している給与明細書の総支給額及び給与所得の源泉徴収票における支払金額に見合う標準報酬月額と相違している。
また、当時、標準報酬月額を減額訂正することについて、事業主から説明を受けておらず訂正処理がされていることを知らなかった。
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年1月1日から10年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当該期間のうち、9年1月から同年9月までは20万円、同年10月は28万円と記録されていたところ、9年11月4日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられ、同日以降の最初の定時決定日（平成10年10月1日）まで継続している上、申立人のほか二人の被保険者についても同様に遡及して標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成7年当時から経営は軌道に乗っておらず、支払に売上が追い付いていない状態で、税金及び社会保険料の滞納があった。」と供述していることから、当該期間当時、A社において、厚生年金保険料の滞納があったこ

とが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている同年1月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年1月から同年9月までは20万円、同年10月から10年9月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年12月21日までの期間については、オンライン記録によると当該期間について、標準報酬月額が遡及訂正処理された記録は無い上、申立人から提出された11年7月及び同年8月分給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人から提出された平成11年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の合計額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算される社会保険料合計額と一致する。

さらに、A社は、平成12年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、当該期間における状況を確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年12月21日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9033 (事案 5385 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月から 34 年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 31 日から 42 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月から 43 年 9 月まで、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないため、申立てをしたが認められなかった。

今回、事業主の氏名及び同僚の氏名を思い出した。新たな資料も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社は当時の資料を保管しておらず、複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかったこと、申立期間①は、同僚の入社日と厚生年金保険の資格取得日とが、申立人と同様に一致していないこと、申立期間②及び③は、同僚の供述などから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 3 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、事業主の氏名及び 3 人の同僚の氏名を挙げているが、事業主は既に死亡しており、当該同僚はいずれも所在が不明であるため、照会することができない。

また、申立人は、新たな資料として、勤務していた当時のことについて思い出したことをまとめたメモ、申立期間②にもらったライターの写真及び申立期間③にもらった万年筆の写真を提出しているが、当該資料では、

申立人が、申立期間において勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

これらは年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、43 年 3 月 31 日まで C 学院 D 職として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人の人事記録により、申立人は、申立期間において、C 学院 E 科に在学し、昭和 43 年 4 月 1 日に A 社に本採用となっていることが確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間は、C 学院生であり、厚生年金保険は非加入である。」と回答している。

また、C 学院同期生に照会したところ、複数の同期生は「C 学院在学中は、賃金ではなく、奨学金が支給されており、奨学金から厚生年金保険料が控除されていたとは考えられない。在学中は、厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

さらに、B 社から提供された C 学院卒業生名簿では、オンライン記録が確認できる同期生全員が、A 社又はグループ会社において、昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間に A 社又はグループ会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はいない。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金基金の記録では標準報酬月額が 36 万円となっていたが、社会保険庁（当時）のオンライン記録では 34 万円となっているため、厚生年金基金の記録が 36 万円から 34 万円に訂正になった旨通知があった。給料支払明細書を所持していないが、その頃は毎年昇給していたので訂正前の厚生年金基金の記録が正しいと思う。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年昇給していたので、申立期間における標準報酬月額は 36 万円であった旨述べている。

しかし、申立人は、申立期間における給料明細書を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について聴取することができない上、元事業主の妻は、「申立人の申立期間における算定基礎届及び賃金台帳等の資料が無いため、申立人の申立期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答している。

さらに、同僚は、「A社は、給料などの事務は社長とその妻が担当しており、社員同士は誰がいくらもらっているかなど全く分からない状況だったので、申立人の申立期間当時の給料額や厚生年金保険料額など一切分からない。」と述べており、ほかの同僚からも申立人の申立期間における報

酬月額及び保険料控除額をうかがえる供述は無い。

加えて、申立人は、申立期間当時は毎年昇給していたと主張しているが、複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、前年の標準報酬月額と比べて増額になっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 26 日から 51 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 6 月 26 日から 51 年 6 月末日まで、A市のB事業所において、C職として勤務していた。しかし、勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間において申立人がB事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B事業所は既に閉業しており、当時の事業所長も死亡している上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月
② 平成 16 年 12 月

私は、平成 16 年 7 月 30 日から 17 年 10 月 15 日まで A 社に勤務していたが、申立期間①及び②の賞与の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は既に破産しており、当時の事業主に照会したものの回答を得ることができないため、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人も申立期間に係る賞与支給明細書を所持していない上、申立期間の賞与額を記憶していないことから、賞与額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、B 市税事務所は、平成 16 年分及び 17 年分の住民税課税基礎資料は保存期間経過のため廃棄しており、賞与額及び保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月頃から 61 年 4 月頃まで
私は、申立期間において、A社に、パートとして勤務していた。

A社の募集チラシには、厚生年金保険加入可とあったので、面接時に同保険への加入を希望し入社した。給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の事業主及び所在地が商業登記と一致していること、申立人が名前を挙げた同僚の供述及びその他の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、同じB職の仕事をしていたとして名前を挙げた同僚は、「申立人は、夫の扶養から外れるわけにはいかないとの理由で、本人からの申入で厚生年金保険には未加入であったと記憶している。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、同社から支給されていた交通費を含む総支給額に見合った標準報酬月額となっていない。当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA社の給料支払明細書を所持しているところ、当該給料支払明細書に記載された総支給額に基づく標準報酬月額は、申立期間のうちのほとんどの期間においてオンライン記録における標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなるところ、上記の給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額と一致又は下回ることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 62 年分から平成 4 年分までの給与所得の源泉徴収票における社会保険料合計額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出されるそれぞれの年の社会保険料の合計額を下回っていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における標準報酬月額は、遡って減額される等の不自然な事務処理が行われた形跡は無い。

加えて、A社は、平成21年2月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため当時の届出等について証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。